

書類審査に必要なもの

書類審査には、次の1～5の該当する全ての書類が必要です。

必要な書類が提出されない場合は、失格になります。

なお、必要事項の記入漏れや証明者等の印鑑のないもの、およびコピーは無効な書類となります。また、提出された書類はお返しできません。

1. 世帯員を確認するためのもの

申込者本人と他の世帯員との続柄が確認できなければなりません。

☐ 入居する世帯全員の住民票

（住民票は、本籍、国籍、世帯主との続柄記載のあるもの。外国籍の方は中長期在留者・特別永住者であるかの表示、在留資格・在留期間の満了日も記載があるもの。）

※成人の方で、住民票で配偶者の有無が確認できない場合は、戸籍全部事項証明書が必要です。

☐ 入居する世帯全員の健康保険証（窓口で確認のうえお返しします。）

2. 収入を証明するもの

給与収入の場合	1月～5月までに 審査を受ける場合	6月～12月までに 審査を受ける場合
☐ 前々年1月1日以前から引きつづき 現在の勤務をしている方	☐ 前々年分所得額証明書 ☐ 前年分給与所得の源泉徴 収票	☐ 前年分所得額証 明書
☐ 前々年1月2日から前年1月1日ま での間に現在の勤務先に就職した方	☐ 前年分給与所得の源泉徴 収票	
☐ 前年1月2日以降に就職し、すでに 1ヶ月分の満額給与を受給している方	☐ 給与証明書（別表1）	
☐ 今年になってから就職し、まだ給与を 受給していないかまたは日割り分の給 与しか受給していない方	☐ 雇用証明書（別表2）	
☐ 指定した期日までに退職予定の方	☐ 退職予定証明書兼誓約書（別表6）	

年金収入の場合	1月～5月までに 審査を受ける場合	6月～12月までに 審査を受ける場合
☐ 前々年1月1日以前から引きつづき 現在の年金を受給している方	☐ 前々年分所得額証明書 ☐ 前年分の源泉徴収票	☐ 前年分所得額証 明書
☐ 前々年1月2日から前年1月1日ま での間に現在の年金の受給をはじめた 方	☐ 前年分の源泉徴収票	
☐ 前年1月2日以降から引きつづき現 在の年金を受給している方	☐ 支給額の記載された年金証書 (窓口で確認のうえお返しします。)	
☐ 前年1月2日以降に年金の支給額に 変更があった方	☐ 裁定通知書・支給額変更通知書 (窓口で確認のうえお返しします。)	

日雇い等の収入の場合	1月～5月までに 審査を受ける場合	6月～12月までに 審査を受ける場合
☐ 前々年1月1日以前から引きつづき、勤務先が不特定の日雇いをしている方	☐ 前々年分所得額証明書 ☐ 前年分確定申告書（控） （未申告の場合は収支明細書「別表3」）	☐ 前年分所得額証明書
☐ 前々年1月1日以前から引きつづき、勤務先が特定の日雇いをしている方	☐ 前々年分所得額証明書 ☐ 前年分給与所得の源泉徴収票	
☐ 前々年1月2日から前年1月1日までの間に、勤務先が不特定の日雇いをはじめた方	☐ 前年分確定申告書（控） （未申告の場合は収支明細書「別表3」）	
☐ 前々年1月2日から前年1月1日までの間に、勤務先が特定の日雇いをはじめた方	☐ 前年分給与所得の源泉徴収票	
☐ 前年1月2日以降から引きつづき勤務先が不特定の日雇いをしている方	☐ 前年分確定申告書（控） ☐ 収支明細書（別表3）	☐ 前年分所得額証明書 ☐ 収支明細書（別表3）
☐ 前年1月2日以降から引きつづき勤務先が特定の日雇いをしている方	☐ 給与証明書（別表1）	
☐ 今年になってから勤務先が特定の日雇いをはじめ、まだ給与を受給していないか、または日割り分の給与しか受給していない方	☐ 雇用証明書（別表2）	
☐ 今年になってから勤務先が不特定の日雇いをはじめ、まだ給与を受給していないか、または日割り分の給与しか受給していない方	☐ 収支明細書（別表3）	

事業等による収入の場合	1月～5月までに 審査を受ける場合	6月～12月までに 審査を受ける場合
☐ 前々年1月1日以前から引きつづき現在の事業をしている方	☐ 前々年分所得額証明書 ☐ 前年分確定申告書（控） （未申告の場合は収支明細書「別表3」）	☐ 前年分所得額証明書
☐ 前々年1月2日から前年1月1日までの間に開業した方	☐ 前年分確定申告書（控） （未申告の場合は収支明細書「別表3」）	
☐ 前年1月2日以降に開業した方	☐ 前年分確定申告書（控） ☐ 収支明細書（別表3）	☐ 前年分所得額証明書 ☐ 収支明細書（別表3）

無収入の場合	1月～5月までに 審査を受ける場合	6月～12月までに 審査を受ける場合
☐ 退職された方	☐ 雇用保険受給資格者証（窓口で確認のうえお返しいたします。）または退職証明書（別表5）	
☐ その他	☐ 前々年分所得額証明書 （収入額が0円のものになるはずです。）	☐ 前年分所得額証明書 （収入額が0円のものになるはず です。）
生活保護世帯の場合	☐ 保護証明書	

3. 世帯の状況によって必要なもの

☐ 単身者の場合	☐ 単身入居の入居者資格認定のための申立書（別表10） ☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ 年齢以外の事由で申し込む場合は、その事由を証明する書類 ☐ 精神障害者、知的障害者の方のみ必要な書類 ・単身入居の居住継続支援体制について（別表11） ☐ 精神障害者の方のみ必要な書類 ・医師意見書（別表12）
☐ 婚姻状況や親族の続柄または住所を確認する必要がある場合	☐ 住民票 ☐ 戸籍全部事項証明書
☐ 婚約者との申し込みの場合	☐ 本人及び婚約者両方の住民票 ☐ 本人及び婚約者両方の戸籍全部事項証明書 ☐ 婚約予定証明書兼誓約書（別表7） ☐ 未成年者の場合は法定代理人の同意書（印鑑証明書添付）
☐ 母子世帯または父子世帯の場合	☐ 次のいずれかの書類 ・児童扶養手当証書、または手当の受給が記載された通帳の写し等 ・ひとり親家庭等医療証（父または母・子の両方） ・配偶者のない女子（または男子）が子を扶養していることが確認できる所得の証明 ☐ 戸籍全部事項証明書
☐ 配偶者等からの暴力被害者の場合	☐ 関係機関からの証明書 ☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ 配偶者がいる場合は、離婚の意思がある申立書
☐ 申込者、同居親族または扶養親族が障害者等に該当する場合	☐ 障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳など障害等の程度を確認できるもの（窓口で確認のうえお返しします。）
☐ ハンセン病療養所入所者等の場合	☐ 証明書（別表13）

☐ 住所が市外で勤務地が市内であるが、直接市外の本社等から給与を支給されている為市内で勤務していることを証明する書類がない場合	☐ 在職証明書（別表 4）
--	--------------------------------------

4. 持ち家または借家の関係で必要なもの

☐ 持ち家の売買または競売に伴い、申し込みをする場合	☐ 売買または競売が成立したことを証明する書類
☐ 持ち家の競売で落札者が決定している場合	☐ 所有権移転後の登記簿謄本、裁判所の引渡命令など、持ち家の競売で落札者が決定し、所有権が落札者に移転したことが証明できる公的書類
☐ 持ち家を解体する場合	☐ 建物の滅失登記の登記完了証
☐ 家主等から現在の住居の立退きを迫られている場合	☐ 家主等からの立退き証明書（別表 14）
☐ 公共事業に伴う現在の住戸の立退きを迫られている場合	☐ 公共事業主体からの立退き証明
☐ UR所有団地のうち、建替（閉鎖）のため立退きを迫られている場合	☐ URからの建替（閉鎖）を理由にした明け渡しに関する証明書類
☐ 裁判所の判決、調停または和解の結果立退きを迫られている場合	☐ 判決または裁判所が作成した調書等、立退きが迫られていることを証明できる公的書類
☐ 住宅ローン返済不能に伴う差し押さえ等により自家を手放すことになった場合	☐ 誓約書（別表 9）
☐ 家賃を支払っている場合	☐ 家賃の支払い金額のわかるもの（領収書、契約書、通帳等）、または家賃証明書（別表 15）

書類審査に
必要なもの

5. その他（状況によって必要なもの）

☐ その他特別な事情があり申し立てるべき事柄がある場合	☐ 申立書（別表 8）
☐ 過去に北九州市営住宅に申し込んだことがある場合	☐ 市営住宅申込状況確認カード
☐ 親子近居募集に申し込みをする場合	☐ 親子近居募集・居住状況調査書（別表 16） ☐ 申込者と近居する相手が、二親等以内の親族であることを確認できる戸籍全部事項証明書 ☐ 近居する相手の住民票

※ 上記の 1～5 以外にも、事実確認のために必要な書類の提出を求める場合があります。

多数回落選者優遇措置

あき家入居者募集の公開抽選に一定回数落選した方（補欠の有効期間内に当選にいたらなかった方。以下同じ）については、通常は1個の抽選玉であるところを所定の数の抽選玉を増やして抽選をおこなうこととします。

1. 優遇対象者

平成15年6月募集以降の定期募集における、あき家入居者募集の公開抽選に3回以上落選した方が対象となります。ただし、市営・県営住宅などの公営住宅に居住する方を除きます。

2. 落選回数の確認方法

各区役所市営住宅・市公社住宅相談コーナーが発行する「市営住宅申込状況確認カード」に定期募集へ申し込みのたびに押印する受付印の数で確認します。

ただし、郵送及びインターネットの入居申し込みの受付開始に伴い、入居申込者全員に「市営住宅申込状況確認カード」への押印の有無にかかわらず、過去の落選回数に応じて優遇措置を行います。

（申込時の氏名について、婚姻などにより姓が変わったような場合や住所変更した場合は、窓口でお申し出ください。）

3. 優遇内容

申込時の直前6年間の定期募集のあき家入居者募集（抽選）における落選回数に応じた抽選玉数（連続番号）を与えます。

下記の表をご参照ください。

過去の落選回数	抽 選 玉 数		
	通常玉数	優遇玉数	合計玉数
0～2回	1	0	1
3～5回	1	1	2
6～11回	1	3	4
12～17回	1	5	6
18回～	1	7	8

4. 注 意

- (1) 「市営住宅申込状況確認カード」を紛失しても再発行はしません。
- (2) 定期募集（先着順募集含む）で当選した場合は、「市営住宅申込状況確認カード」は回収します。
- (3) 申込みの受付方法（窓口・郵送・インターネット）にかかわらず、書類審査等で失格、辞退した方のそれまでの落選回数は無効となります。
- (4) 新婚入居者募集における落選回数は優遇措置対象となりません。
- (5) 住宅困窮者募集における落選回数は「住宅困窮度申告書」に反映されます。
（抽選玉の優遇はありません。）
- (6) 抽選の結果、順位の高い番号のみ有効となります。

※ 優遇措置をうける場合は、申込時に「市営住宅申込状況確認カード」（原本）を提示のうえ、優遇をうける旨を申し出てください。（郵送及びインターネット申込は除きます。）

※ 抽選ハガキが郵送された時は、抽選番号が複数個付与されているのを確認し、不明な点があれば、すみやかに申し出てください。